

（介護予防）指定地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス
重要事項説明書

＜令和 6 年 7 月 1 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	京都高齢者生活協同組合くらしコープ
代 表 者 名	後實 三郎
所在地・連絡先	(住所) 京都市北区紫野東野町1番地5 (電話) 075-432-3636 (FAX) 075-451-6350

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	さらく庵 デイサービスセンター西陣
所在地・連絡先	(住所) 京都市上京区閭魔前町26番地 (電話) 075-415-7111 (FAX) 075-415-7811
事業所番号	2670200886
管理者の氏名	福田 恭子
利用定員	10名

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職 務 の 内 容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管 理 者	1	1		0.6	管理業務
生活相談員	3	1	2	1.8	相談業務
介 護 職 員	6	1	7	1.6	介護業務
看 護 職 員					
機能訓練指導員	2		2	0.2	訓練指導業務
事務職員等					

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管 理 者	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）
生 活 相 談 員	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）
介 護 職 員	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（ 9：00～16：00）

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	京都市上京区・北区・中京区（但し 北-北山通り 西-馬代通り 南-丸太町通り 東-賀茂街道・烏丸通りの範囲内とする）。
---------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日等

営業日・時間	月曜日～土曜日 8：30～17：30
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9：00～16：30
営業しない日	日曜日・ 12/29～1/3

*祝日は、通常通り営業致します。

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 11:30～12:30 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	入浴又は清拭を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活指導	利用者様の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者様の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者様とご家族からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として利用者様の負担割合に応じた負担額（1割・2割）となります。

●地域密着型通所介護

サービス内容	3時間以上4時間以内					
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（／日）			
要介護1	416単位	4,347円／日	1割	435円	2割	870円
要介護2	478単位	4,995円／日	1割	500円	2割	999円
要介護3	540単位	5,643円／日	1割	565円	2割	1,129円
要介護4	600単位	6,270円／日	1割	627円	2割	1,254円
要介護5	663単位	6,928円／日	1割	693円	2割	1,386円
サービス内容	4時間以上5時間以内					
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（／日）			
要介護1	436単位	4,556円／日	1割	456円	2割	912円
要介護2	501単位	5,235円／日	1割	524円	2割	1,047円
要介護3	566単位	5,914円／日	1割	592円	2割	1,183円
要介護4	629単位	6,573円／日	1割	658円	2割	1,315円
要介護5	695単位	7,262円／日	1割	727円	2割	1,453円
サービス内容	5時間以上6時間以内					
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（／日）			
要介護1	657単位	6,865円／日	1割	687円	2割	1,373円
要介護2	776単位	8,109円／日	1割	811円	2割	1,622円
要介護3	896単位	9,363円／日	1割	937円	2割	1,873円
要介護4	1,013単位	10,585円／日	1割	1,059円	2割	2,117円
要介護5	1,134単位	11,850円／日	1割	1,185円	2割	2,370円
サービス内容	6時間以上7時間以内					
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（／日）			
要介護1	678単位	7,085円／日	1割	709円	2割	1,417円
要介護2	801単位	8,370円／日	1割	837円	2割	1,674円
要介護3	925単位	9,666円／日	1割	967円	2割	1,934円
要介護4	1,049単位	10,962円／日	1割	1,097円	2割	2,193円

要介護 5	1, 172 単位	12, 247 円／日	1 割	1, 225 円	2 割	2, 450 円
サービス内容	7 時間以上 8 時間以内					
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（／日）			
要介護 1	753 単位	7, 868 円／日	1 割	787 円	2 割	1, 574 円
要介護 2	890 単位	9, 300 円／日	1 割	930 円	2 割	1, 860 円
要介護 3	1, 032 単位	10, 784 円／日	1 割	1, 079 円	2 割	2, 157 円
要介護 4	1, 172 単位	12, 247 円／日	1 割	1, 225 円	2 割	2, 450 円
要介護 5	1, 312 単位	13, 710 円／日	1 割	1, 371 円	2 割	2, 742 円

・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額（／回）			
地域通所介護入浴加算Ⅰ	40単位	418円／回	1割	42円	2割	84円
地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位	585円／回	1割	59円	2割	117円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位／月	209円／月	1割	21円	2割	42円
科学的介護推進体制加算	40単位／月	418円／月	1割	42円	2割	84円
地域通所介護サービス提供加算Ⅱ	18単位	188円／回	1割	19円	2割	38円

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に 9. 2 % を乗じた単位数にて算定。

・減算項目

送迎減算 → 家族による送迎やご自身での来所の場合は上記基本単位から－47 単位となります。

●介護予防型サービス

サービス内容	原則 3 時間以上(月額報酬)							
	サービス単位		サービス利用料金		利用者負担額／月			
	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし	
週 1 回程度	1, 798単位	1, 598単位	18, 789円／月	16, 699円／月	1割	1, 879円	1割	1, 670円
					2割	3, 758円	2割	3, 340円
事業対象者及び 要支援 2 の方	3, 621単位	3, 221単位	37, 839円／月	33, 659円／月	1割	3, 784円	1割	3, 366円
					2割	7, 568円	2割	6, 732円
サービス内容	「介護予防型」と「短時間型」を利用する場合、1 回あたりの利用料の組み合わせとなります。							
	サービス単位		サービス利用料金		利用者負担額／月			
	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし	
週 1 回	436単位	388単位	4, 556円／月	4, 054円／月	1割	456円	1割	406円
					2割	912円	2割	811円
週 2 回以上	447単位	398単位	4, 671円／月	4, 159円／月	1割	468円	1割	416円
					2割	935円	2割	832円

・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額／月	
科学的介護推進体制加算	40 単位	418 円／月	1 割	42 円
			2 割	84 円

地域通所介護サービス提供強化加算Ⅱ	要支援１，２・ 事業対象者の 週１回程度	72 単位	752 円/月	1 割	76 円
				2 割	151 円
	要支援２の週 ２回程度	144 単位	1,504 円/月	1 割	151 円
				2 割	301 円

地域通所介護処遇改善加算一 所定単位数に 5.9% を乗じた単位数にて算定。

地域通所介護特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に 1.2% を乗じた単位数にて算定。

介護職員等ベースアップ等支援加算 一 所定単位数に 1.1% を乗じた単位数にて算定

・減算項目

送迎減算 → 家族による送迎やご自身での来所の場合は上記基本単位から－47 単位となります。

※1 単位当たりの単価は、京都市の介護給付（通所介護）の地域区分単価と同じ（10.45 円）とします。

○上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

○介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

○介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

（２） 介護保険給付対象外サービス

○ 食事の提供に要する費用

食事サービスを受ける方は、1 日あたり食費 500 円、1 日あたりおやつ 100 円が必要となります。

○ おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代の実費もしくは現物交換となります。

○ 事業の実施地域外の送迎費

2－(4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 300 円が必要となります。

○ 洗濯代

デイにて着替え等の洗濯を希望された場合 1 回あたり 150 円必要となります。

○ その他の費用

サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者様に負担させることが適当と認められる費用は、利用者様の負担となります。

希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用として、実費が必要となります。

○ キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日当日 8：30 までに連絡がなかった場合

食費（500 円）＋ おやつ代（100 円）の実費として 計 600 円をいただきます。

（３） 利用料等のお支払方法

毎月、10 日過ぎに前月分の請求をいたします。25 日が引き落としですので、24 日までに指定の口座にご入金をお願いいたします。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

高齢者に対して、日常生活支援に関する事業を行い、高齢者・障害者の自立生活に寄与することを目的とする。

(2) 運営方針

利用者の人権を最優先するとともに、個々に歩んでこられた人生を尊重して介護サービスを実施する。

利用者及びそのご家族のご要望に基づき、可能な限り残存する機能を活かしながら日常生活を営めるよう支援する。これらのサービスにより、利用者の社会復帰を促し、満ち足りた日常生活を過ごして頂くことを目的として法人活動を展開する。

(3) その他

事項	内容
通所介護（介護型デイサービス）または（介護予防）地域通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者様の直面している課題等を評価し、利用様の希望を踏まえて介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

事業所相談窓口	窓口責任者 福田 恭子 (電話) 075-415-7111 月～土 8:30～17:30	
	京都市各行政区介護相談窓口 月曜日～金曜日 8:30～17:00	
行政区	所在地	電話番号
上京区	上京区今出川通室町西入堀出シ町289	075-441-5106
北 区	北区紫野東御所田町33-1	075-432-1366
中京区	中京区堀川通御池下る西三坊堀川町52	075-812-2566
左京区	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	075-771-4267
右京区	右京区太秦下刑部長 12	075-861-1430
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険室	下京区烏丸通り四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内	075-354-9090

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、提携病院、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。また、サービス提供中に事故が発生した場合には、救急搬送など必要な措置を講じるとともに、上記に加え京都府、市町村、当該利用者様のご家族及び当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病 院 名	
	所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号	

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	なし	防火扉・シャッター	なし
	避難階段	なし	内消火栓	あり
	自動火災報知機	4箇所	ガス漏れ探知機	あり
	誘導等	1箇所	非常灯	1箇所
	カーテン・布団は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	上京消防署への届出日：平成24年 2 月20 日 防火管理者：福田 恭子			

9 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

(1) 利用者様、その御家族に関する秘密の保持について、当事業所はサービスを提供するうえで知り得た、利用者様及びその御家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について当事業所は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において、利用者様の個人情報を用いませぬ。また、利用者様の御家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において利用者様の御家族の個人情報を用いませぬ。

(3) 当事業所は、利用者様とその御家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

10. ハラスメントについて

事業所は、適切な通所介護の提供を確保する観点から、職場や現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境や利用者又はそのご家族等の生活が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

事業所は、提供した通所介護のサービス等に対する利用者又はそのご家族等からの従業者へのハラスメントと該当するとみなされる行為があり、通所介護職員の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご理解、ご協力をお願いします。

11. 虐待防止と身体拘束禁止について

(虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

(身体拘束適正化に関する事項)

事業所は、サービスの提供の当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ないませぬ。

(1) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

